

自己点検票の作成要領

I 対象養成施設等

理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、視能訓練士養成所、はり師養成施設、きゅう師養成施設、柔道整復師養成施設、言語聴覚士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、救急救命士養成所、歯科技工士養成所

II 作業内容

- 1 貴校が指定を受けている上記「I 対象養成施設等」に掲げる各養成施設等について、別添の自己点検票を用いて、自ら点検を行うものとする。
- 2 自己点検票の記入に当たっては、「III 記載要領」に従って「適・否」のいずれかにチェックすること。
- 3 自己点検は、毎年度1回、「始業日現在」を基準日として、指定規則に基づく定期報告作成時に行うこと。
- 4 各養成施設等における自己点検の結果に関する書類の保存期間は、少なくとも上記3の基準日から5年間とする。(保存期間を適宜延長することは差し支えない。)

III 記載要領

「I 対象養成施設等」のうち、2以上の養成施設等を設置している場合にはそれぞれの養成施設等について、自己点検票にて点検を行い、「判定」欄の「適・否」のいずれかにチェックすること。

- 1 自己点検票の上段の記載について
 - (1) 「養成施設(所)名」及び「所在地」は学則に定める養成施設等の名称及び住所を記載すること。
 - (2) 「学科名及び課程名」は「I 対象養成施設等」として指定を受けている学科並びに課程(昼間・夜間の別)を記載すること。
 - (3) 「修業年限及び定員」は、該当する修業年限並びに学則に定めている入学定員を記載すること。
- 2 教員等に関する事項について
 - (1) 自己点検を実施した現在において、当該養成施設等に実際に配置されている教員(兼任教員等を含む。以下同じ。)について点検すること。なお、専任教員とは、専ら(養成施設等開講日の概ね8割以上)当該養成施設等に勤務する常勤の教員をいうものであり、他の養成施設等や学校はもとより、同一養成施設における他の職種や課程の専任教員と重複できないものであること。

ただし、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師は、同一養成施設かつ同一職種であれば、1週間の授業時間が15時間を標準としていることを要件に昼間及び夜間の併任は可能とする。

また、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士については、昼間の教員は3名を限度として夜間の併任が可能とするが、臨床検査技師は1週間の授業時間が15時間を標準としていることを要件とし、診療放射線技師、臨床工学技士についても、特定の教員に過重とならないことが要件となる。それ以外の職種はすべて、併任は不可とする。

- (2) 職種毎の養成施設等における教員資格要件については、各関係法令に定める教員要件を満たすことが明確であるときに限り「適」として取り扱い、それ以外のときは「否」と取り扱うこと。

特にはり師、きゅう師並びに柔道整復師の免許を有し、平成元年指定規則改正以前に教員資格取得後、平成元年指定規則改正時当該養成施設の教員として勤務していない者は「否」とする。

また、当該授業科目を担当する理由が明確でない場合も「否」として取り扱うこと。

3 学生に関する事項について

- (1) 入学資格について、高等学校卒業見込みで出願した場合、卒業後に卒業証明書等を徴収していない場合は「否」とする。
- (2) 入学定員については、報告年度1学年4月現在の在籍数を対象とすること。
- (3) 入学者の選考について、推薦入学に関する事項が学則に定められていないにも関わらず、推薦入学を行っている場合は「否」とする。
- (4) 出席状況が授業科目別に整理されていない場合は「否」とする。

4 授業及び臨床実習に関する事項について

- (1) 授業実施状況については、前年度の実績（単位数、授業時間）を点検し、それ以外の項目は、今年度の状況を点検すること。
- (2) はり師及びきゅう師養成施設並びに柔道整復師以外の養成施設等における臨床実習施設において、実習指導者の臨床経験が確認できない場合は「否」とする。また、変更承認申請による手続きを行わずに、承認を得ていない臨床実習施設における臨床実習も「否」として取り扱うこと。
- (3) 教育内容について、指定（認定）規則に定める教育内容及び授業科目が最低限網羅されていない場合、学則に定める各分野及び教育内容毎の単位が指定（認定）規則に定める単位を下回っている時は「否」として取り扱うこと。